

「働き方改革実践講座」募集要領

～従業員・会社にとっての「幸せな働き方」を考え、「行動」する“幸働講座”～

1. 目的

県内企業における働き方改革の取組の促進に向け、「所定外労働の削減」や「休暇の取得促進」、「労働生産性の向上」といった共通課題について、企業同士がともに取り組み、実践を通じて学び合う講座を開催し、働き方改革の実践に取り組む企業を支援します。

2. 対象企業等

- 働き方改革の取組を進めたい意欲のある県内に事業所を有する企業・団体の、人事労務部門・現場部門の管理職等（原則として1社2名まで）
※人事労務部門と現場部門でそれぞれ1名ずつ、1社2名での参加が望ましい（どちらか1名でも可）
※本講座に参加する企業・団体の取組をサポートする社会保険労務士の方等も参加可能
- 20社（30名）程度
※上記の他、第1回、第2回講座における中小企業による取組成功事例の発表のみの聴講も可能

3. 参加費

無料

4. 総合アドバイザー

内閣府地域働き方改革支援チーム委員 兼務 株式会社東レ経営研究所主任研究員 渥美 由喜 氏

5. 事業内容

(1) 第1回働き方改革実践講座

【日時】

平成30年7月10日（火） 13:10～17:00

【場所】

石川県地場産業振興センター新館5階第12研修室

【概要】

- ①金融機関による支援の紹介（13:10～13:30）
- ②第一部 中小企業の取組成功事例の発表（13:30～15:00）
講師：株式会社メトロール（東京都） 代表取締役社長 松橋 卓司 氏
プロフィール：創業1976年。本社は東京都立川市。工作機械に使われる位置決めセンサーで世界トップシェアを誇る。従業員125名のうち78名が女性。精密部品の組立てや、海外営業・インターネットを活用したマーケティングなどで女性社員が活躍。製造現場の従業員が提案する「気づき改善シート」は、働きやすい職場づくりの実践策として根付いている。経済産業省の「ダイバーシティ経営企業100選」に選出、講演も多数。
- ③第二部 ワークショップ（15:10～17:00）
講師：渥美 由喜 氏
内容：講師、参加企業とのワークショップを実施し、自社の現状や課題を考えます。

(2) 第2回働き方改革実践講座

【日時】

平成30年8月21日（火） 13:30～17:00

【場所】

石川県地場産業振興センター新館5階第12研修室

【概要】

- ①第一部 中小企業の取組成功事例の発表（13:30～15:00）
未定 ※別途、詳細案内
- ②第二部 ワークショップ（15:10～17:00）
講師：渥美 由喜 氏
内容：講師・参加企業との意見交換、課題への対応・解決策の検討

(3) 第3回働き方改革実践講座（個別企業訪問） ※希望企業のみ

【日程】

以下のいずれか1日（1～2時間程度）で実施。日時は別途調整。

- ①平成30年 9月12日(水) ②平成30年 9月13日(木) ③平成30年 9月14日(金)
④平成30年10月3日(水) ⑤平成30年10月4日(木) ⑥平成30年10月5日(金)

【場所】

参加企業各社

【概要】

希望企業を対象に、渥美由喜氏が企業を直接訪問し、企業の具体的な取組状況や事情に合わせ、企業内研修会やアドバイス等の個別サポートを実施します。

※ただし、都合により、サポート内容についてご希望に沿えない場合がございます。

(4) 第4回働き方改革実践講座

【日時】

平成30年11月21日(水) 13:30～17:00

【場所】

石川県地場産業振興センター本館2階第2研修室

【概要】

講師：渥美 由喜 氏

内容：講師、参加企業との意見交換を実施し、課題への対応・解決策を検討します。

(5) 第5回働き方改革実践講座（報告会）

【日程】

平成31年3月上旬（予定）

【場所】

石川県地場産業振興センター（予定）

【概要】

総合アドバイザーである渥美由喜氏による基調講演及び参加企業（一部）による取組事例発表を実施します。この報告会は、広く聴講者を集める公開型で実施する予定です。取組報告する企業は総合アドバイザー・県で調整します。

(6) その他

参加企業（一部）の取組を紹介した取組事例集を作成し、第5回働き方改革実践講座で配布予定。掲載企業は総合アドバイザー・県で調整します。

※講座の時間、場所、内容については一部変更となる可能性があります。

6. 参加申込み

○申込書（様式添付）を平成30年7月3日（火）までに、7の申込先にFAXまたはE-Mailにて送付下さい。

○講座参加申込の際に、企業の代表者による「イクボス宣言」をご提出ください。

※ただし、今後、本講座の受講を通じて「イクボス宣言」企業に続こうとする企業も参加可能

・平成29年1月4日に石川県知事が「石川県庁イクボス宣言」を実施しました。

企業の経営者が意思表示を行うことにより、社内で働き方改革の取組をより進めやすくなりますので、「イクボス」の趣旨に賛同いただき、「イクボス宣言」をご提出くださいますようお願いいたします。

※「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

7. 申込み・お問合せ先

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ

TEL:076-225-1494 FAX:076-225-1423 E-mail:e150300@pref.ishikawa.lg.jp